

「情報信託機能を活用した教育分野におけるデータ利活用に係る調査」
- ご説明資料 -

本調査では、情報銀行における教育データの利活用により、学習者一人一人に個別最適化され一層確実に資質・能力を育成できる教育ICT環境を実現するための調査を実施する

事業の全体像

(1) 情報信託機能を活用した教育分野におけるデータ利活用に係る実証

① 情報銀行の活用による教育分野におけるデータ利活用の促進に向けた仕組みの実証

- 児童・生徒、教職員、保護者等、必要な協力者の参加を得て、1以上の地域をフィールドとした実証事業等を行う

② 情報銀行における教育データの利活用の実現に向けた検討

- 制度・技術・運用面等における論点を整理し、必要なルール整備の提案を含め、解決に向けた方法を提示する

(2) 教育分野における情報信託機能を活用した個人情報の取扱いルールの在り方の検討

個人情報の取扱いルールの在り方の検討

- 情報銀行を介して学校内外の学習データ等を相互に流通させるに当たって留意すべき論点及びその対応の方向性を示すとともに、具体的なルールの在り方を検討する

本調査における全体スケジュールは以下の通り

事業全体スケジュール

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---|---------------------------|-----------|----|-------|-------|-------|-----------------------|---------|--------------------|------------------|------------------|-------------|
| マイルストーン | | ▲契約・キックオフ | | | | | ▲WG第1回 10/4(木)開催予定 | | ▲WG第2回 フィールド実証後 | | ▲WG第3回 最終報告検討 | |
| 総務省様定例 | | ●キックオフ | | ●定例会 | | ●定例会 | ●定例会 | ●定例会 | | ●定例会 | ●定例会 | 最終報告 |
| (1)情報信託機能 を活用した教育分野 におけるデータ 利活用に係る調査 | | 事前調整 | | 参加者募集 | | 実証実施 | | | 結果分析 | | | |
| | 学校への調査 | | | | 調査票作成 | 事前調査 | 取りまとめ | 調査票作成 | 事後調査 | 取りまとめ | | |
| | 家庭への調査 | | | | | | 調査票作成 | アンケート調査 | 取りまとめ | | | |
| | 学校外への調査 | | | | | 調査票作成 | ヒアリング調査 | 取りまとめ | | | | |
| | 事業者への調査 | | | | | 調査票作成 | ヒアリング調査 | 取りまとめ | | | | |
| | 調査分析 | 全体調査設計 | | | | | | | | 利点・課題・解決策整理 | | |
| (2)教育分野にお ける情報信託機 能を活用した個人 情報の取扱い ルールの内実の 検討 | 個人情報の 取扱いルール の内実の検討 | 現状課題整理 | | 論点整理 | | | | 対応方針策定 | | 認定指針との整合性等に関する検討 | | |

(1) 情報信託機能を活用した教育分野におけるデータ利活用に係る実証

フィールド実証について

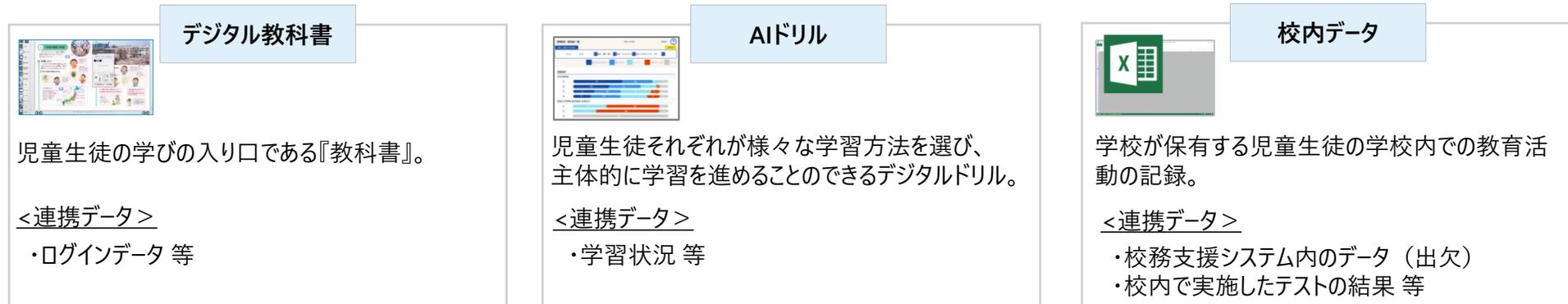
実証校および利用する学習サービスの整理は以下の通り

(1) ①情報銀行の活用による教育分野におけるデータ利活用の促進に向けた仕組みの実証事業

●フィールド実証地域・学校

| 学校区分 | 自治体名/学校名 | 対象学年人数 | 総務省事業への返答内容 |
|------|-----------------|---|--|
| 私立 | 九州文化学園小中学校 | 小学校 5年生 25名 ／ 中学校 1年生 25名 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業協力について理解（合意）をいただく ▶ デジタル教科書、デジタルドリル、単元テスト結果のデータ利用については合意（要同意取得） ▶ 対象の教科については算数・数学を予定 ▶ 学習eポータルの利用無し（※現在実証用eポータル使用中） |
| 公立 | 中野区立 桃園第二小学校 | 小学校 5年生 約70名 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業協力について理解（合意）をいただく ▶ デジタル教科書、デジタルドリル、単元テスト結果のデータ利用については合意（要同意取得） ▶ 対象の教科については算数・数学を予定 |

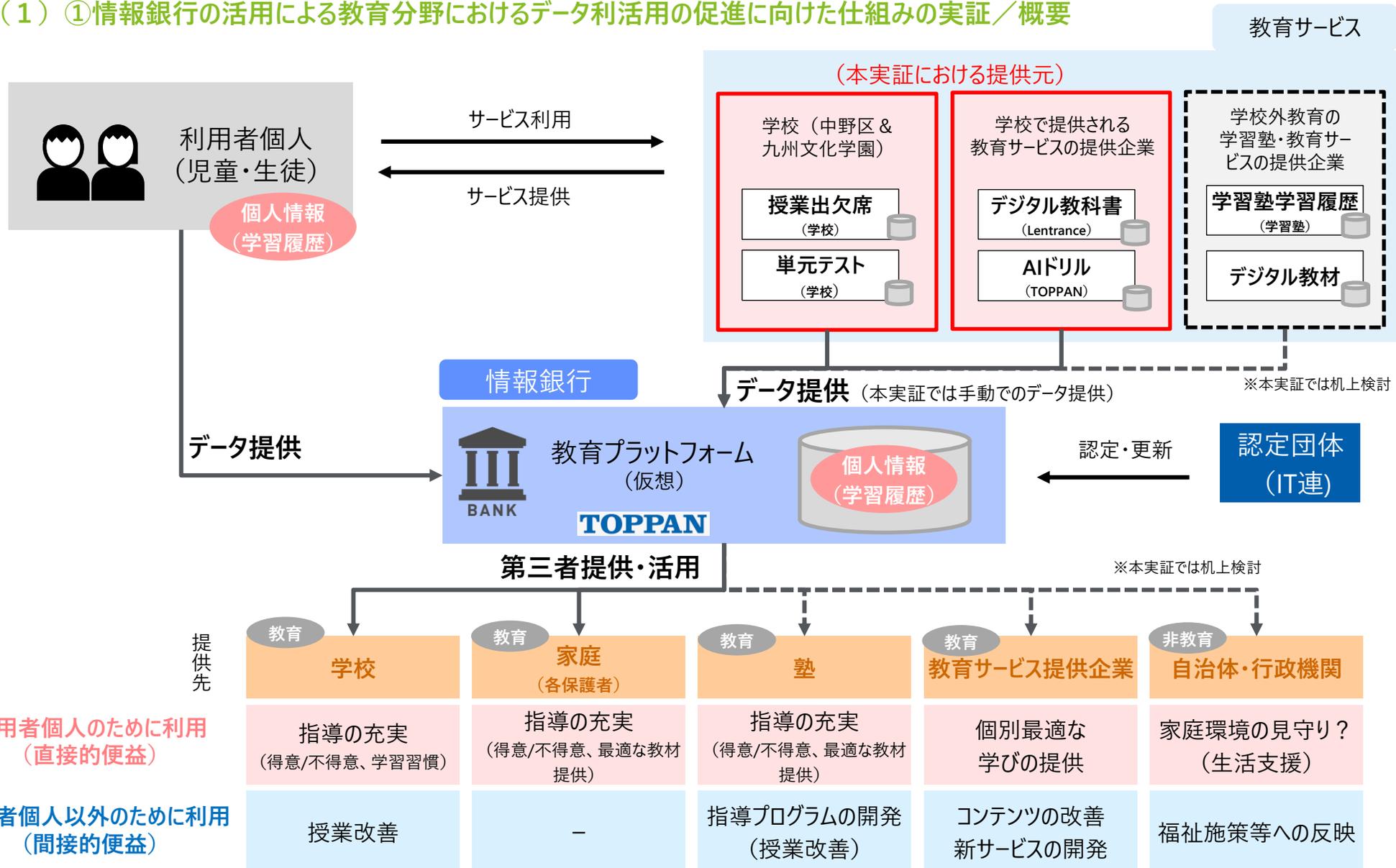
●利用する学習サービス



フィールド実証

本実証におけるデータ流通フローについては以下の通り

(1) ①情報銀行の活用による教育分野におけるデータ利活用の促進に向けた仕組みの実証／概要



フィールド実証（+ヒアリング調査）

調査先とヒアリング目的を整理のうえ実施する

（1）①情報銀行の活用による教育分野におけるデータ利活用の促進に向けた仕組みの実証/調査方法

| 調査先 | | ヒアリングの目的 | |
|---------|------------|---|---|
| フィールド調査 | 児童生徒 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 便益の把握 ・ 必要なデータの特定、配慮すべき個人情報の特定 ・ 第三者提供先に対する考えの把握 ・ 提供先に求める要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用用途の把握、制限に対する考え ・ コントロールビリティに対する考え |
| | 保護者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者目線での便益の把握 ・ 必要なデータの特定、配慮すべき個人情報の特定 ・ 第三者提供先に対する考えの把握 ・ 提供先に求める要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用用途の把握、制限に対する考え ・ コントロールビリティに対する考え ・ 未成年者に対する同意取得の考え |
| | 教員 (学校) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員目線での便益の把握 ・ 必要なデータの特定、配慮すべき個人情報の特定 ・ データの取扱い状況の把握（運用面） ・ 同意取得に対する学校の考え方（運用面） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者に対する同意取得の考え ・ 指導ログの提供可否 |
| ヒアリング調査 | 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者目線での便益の把握 ・ 必要なデータの特定、配慮すべき個人情報の特定（提供しかねるデータの特定） ・ データの取扱い（流通・蓄積時の安全管理措置）について ・ 同意の取得の在り方（利用規約との関係：単独提供時、情報銀行経由時） | |
| | 塾 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 塾目線での便益の把握 ・ 必要なデータの特定、配慮すべき個人情報の特定 ・ データの取扱い（流通・蓄積時の安全管理措置）について ・ 塾で扱うデータの確認および同意取得に対する考え方（運用面） | |

前年度の調査事業の留意事項に基づき、 本事業では義務教育の特性を意識した追加検討を行う

(1) ②情報銀行における教育データの利活用の実現に向けた検討 / 前年度事業の振り返り

令和4年度事業「教育分野における情報信託機能の活用に係る調査」（以下「令和4年度事業」という。）で指摘されているように「個人情報を含む学習データの流通において留意すべき事項」として下記10点が挙げられている。本事業では留意事項に対し、以下のように検討を行う。

| 令和4年度事業において指摘された留意すべき事項 | | | 本事業における検討方法/調査方法 |
|-------------------------|----------------------|--|---|
| 1 | 契約 | 利用者と情報銀行との間での契約の締結はどのように対応すべきか。 | 以下の点を考慮し、教員、保護者へ <u>アンケート</u> を実施、検討する。 ・利用済み <u>サービスごと</u> の情報信託機能に関する追加契約の要否 ・契約締結の主体（利用者が未成年という点から、学校、保護者含め検討） |
| 2 | 同意等の手続き | 利用者と情報銀行との間での同意等の手続きはどのように対応すべきか。 | 以下の点を考慮し、教員、保護者へ <u>アンケート</u> を実施、検討する。 ・利用済み <u>サービスごと</u> の情報信託機能に関する追加契約の要否 ・契約締結の主体（利用者が未成年という点から、学校、保護者含め検討） |
| 3 | | 情報銀行利用中に法定代理店等から同意を得る必要がない年齢になった場合に、どのような対応が必要になるか。 | 未成年での調査となるため、同意取得の対象が変更とはならない想定ではあるものの、成年に達した後から学習履歴を提供するケースについても追加で <u>机上調査</u> を実施する。 |
| 4 | コントローラビリティを確保するための機能 | コントローラビリティを確保するための機能は誰に付与すべきか。 | 関係省庁の動向に関して、 <u>机上調査</u> を実施する。 |
| 5 | | 情報銀行利用中に法定代理店等から同意を得る必要がない年齢になった場合に、どのような対応が必要になるか。 | 未成年での調査となるため、同意取得の対象が変更とはならない想定ではあるものの、成年に達した後から学習履歴を提供するケースについても追加で <u>机上調査</u> を実施する。 |
| 6 | データの一元化 | 学校にデータ連携のインセンティブや必然性をどのように持たせるか。 | データの還元について具体化し、双方向の会話を通して学校現場で活用可能なデータ提供を検討する。（ <u>フィールド実証</u> ） |
| 7 | | 情報銀行へのデータ連携の技術仕様。 | LTi等標準仕様に準拠することを検討する。（ <u>机上調査</u> ） |
| 8 | | デジタル教材事業者にデータ連携のインセンティブや必然性をどのように持たせるか。 | データの還元について具体化し、双方向の会話を通してデジタル教材の設計において活用可能なデータ提供を検討する。（ <u>フィールド実証</u> ） |
| 9 | | 手作業での学習ログ入力の負担感をどのように軽減するか。 | 自動/手動で取得可能なデータ種別・範囲について <u>机上調査</u> を行う。 |
| 10 | データの利活用 | 情報提供先（先生、講師）のデータを活用した指導の知見不足をどのような方法で解消するか、または補完するか。 | データの還元について具体化し、双方向の会話を通して学校現場で活用可能なデータ提供を検討する。（ <u>フィールド実証</u> ） |

情報信託機能を活用した教育分野におけるデータ利活用の実現に向け、 以下6点の論点を整理する

(1) ②情報銀行における教育データの利活用の実現に向けた検討 / 論点整理

< 論点 >

< 検討背景 >

| | |
|--------------------|---|
| 1. ニーズの洗い出し、便益の整理 | 情報信託機能に期待すること、どのようなメリットがあるか 学校・家庭と、塾・教育サービス提供企業・自治体・行政機関ごとに便益を整理 |
| 2. データの種別・取扱い | 便益提供にあたって必要となるデータの特定、配慮すべきデータはあるか 各種サービスからのデータの集約流通方法の整理、各情報システムとの連携方法の整理 |
| 3. 同意取得・コントロールビリティ | 教育分野でコントロールビリティがない、真の意味での個人の同意取得となっていない 保護者・児童への同意取得方法（同意取得者の学齢） 学校・地域間でのデータの持ち運びにおけるコントロールビリティ |
| 4. 利用目的制限の要否 | 取り扱うことができる場合を限定するべきかどうか、 限定するならどのような利用目的に限るか |
| 5. 提供先に求める要件 | データ提供先に求めるセキュリティレベル、第三者認証以外での安全性担保の方法 学校・地域間でのデータの持ち運びにおいて情報銀行が関与する意義 |
| 6. その他課題（安全管理措置） | 安心・安全にデータ連携を行うにあたり、システムとしてどのような技術仕様（LTI等） が必要になるか、デメリットについての解決策 |

論点1. ニーズの洗い出し、便益の整理 (8月現在における机上検討状況)

(1) ②情報銀行における教育データの利活用の実現に向けた検討 / 論点整理

| | | 教育 | | | | 非教育 |
|--------|------------|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|----------------------|-------------------------------|
| | | 学校 (進学先学校) | 家庭 (保護者) | 塾 | 教育サービス 提供企業 | 自治体・行政 |
| ユースケース | スコープ | 学習姿勢 テスト結果 (模試等) 得意・不得意傾向 | 学習姿勢 テスト結果 得意・不得意傾向 | 学習進捗 (学校) テスト結果 (学校) 得意・不得意傾向 | 学習姿勢 得意・不得意傾向 | 家庭の経済状況 家族構成 テスト結果、学習姿勢 |
| | タイミング | 進級・転校・転入 成績通知表作成時 個別・三者面談 | いつでも (随時) テスト前、受験時 通塾検討時 | 塾生受け入れ時 テスト前、受験 | 新サービス検討時 学術研究時 | 行政企画検討時 |
| 便益の整理 | 直接的な 便益 | 指導の充実 (得意/不得意、学習習慣) | 指導の充実 (得意/不得意、最適な教材提供) | 指導の充実 (得意/不得意、最適な教材提供) | 個別最適な 学びの提供 | 家庭環境の見守り? (生活支援) |
| | 間接的な 便益 | 授業改善 | - | 指導プログラムの開発 (授業改善) | コンテンツの改善 新サービスの開発 | 福祉施策等への反映 |
| 調査方法 | | フィールド調査 (データ提供含むヒアリング調査) | | ヒアリング調査 (個人情報を含むデータ提供なしの想定) | | 机上調査 |

論点2. データの種別・取扱い (8月現在における机上検討状況)

(1) ②情報銀行における教育データの利活用の実現に向けた検討 / 論点整理

< 検討事項 >

- 個人への便益提供において、必要となるデータの特定、配慮すべき個人情報の特定、分野連携が必要となるデータの特定
- 各種サービスからのデータの集約流通方法の整理
- 各情報システム（学習eポータル、学外教育PF、等）との連携方法の整理

< 学習データにおける情報のレベル区分 > ※下記は文科省「セキュリティポリシーに関するガイドライン」のP37より区分（9/7現在）

| 取扱いレベル | 情報区分 | 学習データ例 | 該当するもの |
|--------|--|--|--|
| レベル0 | 利用者個人の同意を必要とせずに取得・提供可能な、個人情報に該当しない情報 | <ul style="list-style-type: none"> 使用教科書一覧 教育課程編成表 特色紹介冊子原稿 学校行事実施計画 保護者等への配布文書文例 学園、学校、学年及び学級だより等 | デジタル教科書・ドリルの教材内容 教材小問数 |
| レベル1 | セキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実施に軽微な影響を及ぼす情報 | <ul style="list-style-type: none"> 授業用教材 教材研究資料 生徒用配布プリント 児童生徒委員会名簿 児童生徒の学習記録（確認テスト、ワークシート、レポート、作品等） 学習活動の記録（動画及び写真等）等 | トロフィ獲得種別 教材実施開始日時 教材実施終了日時 教材実施秒数 navimaの学習履歴 授業の出欠 テストの実施日・得点 |
| レベル2 | セキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実施に重大な影響を及ぼす情報 | <ul style="list-style-type: none"> 通知表 評定一覧表 進級及び卒業認定資料 定期考査 テスト等の答案用紙 学校生活管理指導票 定期考査素点表 成績に関する個票等 | 個人が特定できるもの |
| レベル3 | セキュリティ侵害が教職員又は児童生徒の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼす情報 | <ul style="list-style-type: none"> 指導要録原本 入学者選抜問題 教育情報システム仕様書 要配慮個人情報（病歴、犯罪の経歴、犯罪の被害にあった事実、身体障害・知的障害・精神障害等があること、健康診断等の結果、保健指導・診療・調剤に関する情報等）等 | |

論点3. 同意取得・コントロールビリティ 検討事項（机上検討状況）

（1）②情報銀行における教育データの利活用の実現に向けた検討 / 論点整理

< 検討事項 >

- 多くの自治体・学校がEdTechサービスを利用する場合、同意に基づく第三者提供ではなく、（学校設置者に監督義務がある）委託の範囲での提供となっている点をどうするか
（⇒教育分野においては、個人がデータの提供先を選べない、コントロールビリティがない）
 - 同意を取得が必要な場面の整理（⇒「同意取得が必要な場面」と「通知のみで問題ない場合」の場合分け）
 - 同意を得る際の対象（個人）が未成年者である点をどうするか
 - データ利活用について同意を得る際、許諾の取得方法や範囲、プライバシーポリシー、セキュリティのレベル感がバラバラとなっている点をどうするか
 - 学校間・地域間でのデータの持ち運びにおいて、情報銀行が関与する意義はあるか
- ※学校間・地域間でのデータ持ち運びにおけるデータ提供先に求める要件については論点5.の検討事項の中で整理

STEP1

教育分野上の同意取得の考え方

[考え方]

現在利用している多くの教育サービスは、個人の同意を取得せず利用しているため、改めて同意取得を行うのは現実的ではない。

情報銀行として、同意を取得することで各教育サービスの代替となりうるか。

（利用規約等と整合性がとれるか。）

（同意対象範囲をどこまでとするか。）

STEP2

個人が未成年者である点

[考え方]

個人が未成年の際に、同意取得対象は誰が適切であるか。

・児童生徒（本人）

・法定代理人（保護者等）

同意取得における小学校から中学校において、適切な学齢はあるか。

STEP3

同意取得における最低限のルール

[考え方]

個人情報保護法も鑑みて、下記項目の取扱いについて検討する。
（項目については必要に応じて追加）

・扱うデータ種別の明記

・データ取得期間

・利用目的

・データの持ち運び時のルール

・同意の解除、等

論点4. 利用目的制限の要否

< 検討事項 >

- ・論点1において整理した便益において、利用者個人の同意があったとしても、取り扱うことができる場合を限定すべきか
- ・仮に利用目的に制限を設ける場合、どういう利用目的に限るか

論点5. 提供先に求める要件

< 検討事項 >

- ・多くの学校・教育関係者が第三者認証を取得していないなか、安全性を担保する第三者によるセキュリティ認定制度の在り方をどのように考えるか
- ・第三者認証以外で、提供先となる学校や教育機関での安全性を担保する方法はあるか

< 進め方想定 >

1. 第三者認証以外での安全性を担保する方法の検討（机上検討）。
2. 学校、塾、事業者に対してヒアリング調査を行い、机上検討した制度に対する課題や必要性、ご要望のヒアリングを行う。

論点6. その他課題（安全管理措置等）

< 検討事項 >

- ・安全管理措置の妥当性（⇒文科省の「教育・情報セキュリティポリシーガイドライン」との整合性がとれているか。）
- ・関連省庁事業の取組との整合性

**(2) 教育分野における情報信託機能を活用した
個人情報の取扱いルールの在り方の検討**

個人情報の取扱いルールの在り方については、令和4年度事業、（1）の実証の内容、ワーキンググループでの議論を踏まえたうえで検討する

（2）個人情報の取扱いルールの在り方の検討

実施方針

- 実証において本来実現したいことを、「To-be（ありたい姿）」として設定する
- 現状の法制度等を踏まえ、現行法制度の範囲内で実証を実施する
- 実証の結果、実現に困難が伴ったことや実現できなかったことを学習者、保護者、教育関係者、教育サービス提供企業という関係各者ごとに問題として把握する
- 「ありたい姿」と現状を埋めるためのギャップを識別し、課題を整理する
- 有識者に確認をとりながら、課題の解決策及びルールの在り方についてとりまとめる

弊社が重視するポイント

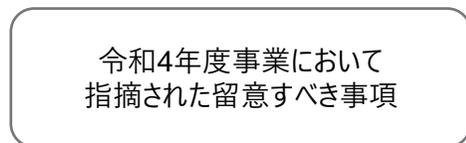
- 単発でなく調査後の継続利用を前提としてオペレーションを構築する
- 地域固有の課題を解決して終わりではなく、全国共通の課題が解決できるようなモデルを設定し、今回の実証結果を他地域でも活用できる内容とする
- ワーキンググループでは、法務的・実務的な知見を有する外部有識者に協力を依頼し、専門的な知識をバランス良く採り入れながら、ルールの在り方について議論を行う

実施ステップ

To-be（ありたい姿）の設定

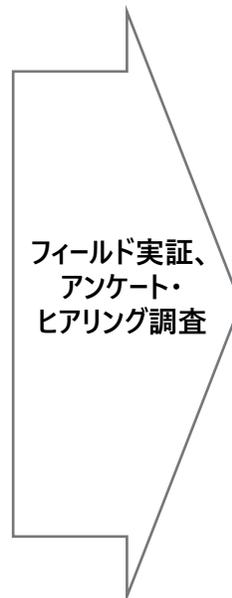


As-is（現状）の把握

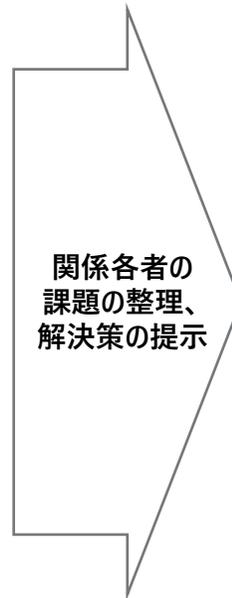


- 契約
- 同意等の手続
- コントロール性を確保するための機能
- データ一元化
- データの利活用

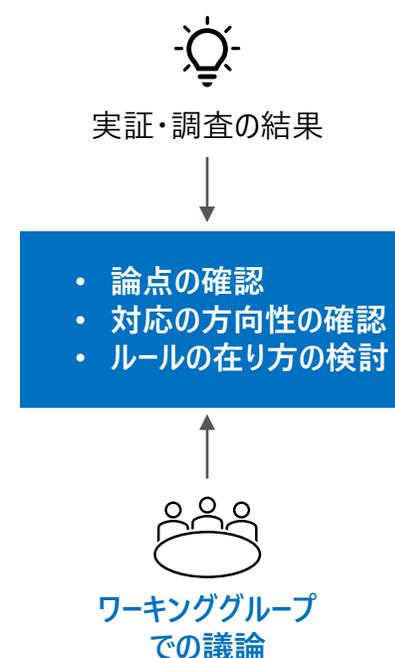
実証・調査の実施



Gapの識別



Action



個人情報の取扱いルールの在り方については、令和4年度事業、（1）の実証の内容、ワーキンググループでの議論を踏まえたうえで検討する

（2）個人情報の取扱いルールの在り方の検討 / 前年度事業の振り返り

●情報信託機能の認定に係る指針を改定すべき事項

| 大分類 | 詳細（前年度報告より） |
|-------------------------|--|
| 未成年の同意 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 利用者の年齢の変化によって同意取得の対象が変更となる場合の取扱いについては明文化されていないため、追記することが望ましい |
| コントロールABILITYを確保するための機能 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 既存の指針には利用者個人のコントロールABILITYを確保するための機能を提供する相手に関する記載がないため、追記することが望ましい ▶ 利用者の年齢の変化によってコントロールABILITYを確保するために機能の提供先が変更となる場合の取扱いについても明文化されていないため、追記することが望ましい |

●新たな仕組みの可能性について議論すべき事項

| 大分類 | 詳細（前年度報告より） |
|-------------------------|--|
| 利用者の安心安全を担保するガバナンスの仕組み | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 今後、既存システムを発展させる形で学習者の個人情報を利活用したサービスが拡張していく可能性が考えられるため、利用者の安心安全を担保するガバナンスの仕組みについて、どのような形があり得るか、検討することも必要ではないか |
| 学習データ の一元化 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 教育データプラットフォーム間でのデータ連携が有効であるが、「データ提供先の情報漏洩リスク」等の背景からデータ連携は進んでいないが、データを安心安全に流通させる事業・サービスを認証することで解消される可能性があるのではないか |
| 新制度 の検討 | <p>「新制度の対象範囲をどのように定義するべきか。」</p> <p>「情報銀行自身が現行の認定制度と同等の安全性を保つためにどのような制度を設けるべきか。」</p> <p>「本人同意があっても提供すべきではない情報の区分があるのではないか。」</p> <p>「利用目的に対して適切なデータのみが提供されるように統制する仕組みが必要である。」</p> <p>「学校や民間教育機関から情報の提出を求められた場合に、拒否も修正もすることはできないと思われる。その中で、利用者本人に対してどこまでのコントロールABILITYを提供する必要があるか。」</p> |